長管協発 6 第 10 号 令和 6 年 4 月 8 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合 理事長 谷村 正夫 (公 印 省 略)

地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の 「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

標記の件につきまして、長崎県建設産業団体連合会よりご案内が届いております。 別添資料及び関連 URL を必ずご確認の程、よろしくお願いします。

※通知文書(2種) →別添資料

※地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh _000001_00235.html



※報道発表資料

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001735094.pdf

※本体資料

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001735095.pdf



「本体資料」の3頁「平準化率の状況 (都道府県)」において、一部県の配色に誤りがあり、4月中に資料の差替えを実施される予定との確認ありました。

(例えば、0.8以上にもかかわらず薄い配色となっているなどの誤りがあります。)

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

公共工事の施工時期の平準化(以下「平準化」という。)については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の円滑な施工確保について」(令和5年11月30日付け総行行第512号・国不入企第24号)等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

また、総務省及び国土交通省は、令和2年度より全ての地方公共団体における 平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施する など、各地方公共団体の平準化の取組を促進してまいりました。

このたび、「令和5年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」等の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について、別添のとおり、「見える化」して公表することといたしましたので送付いたします。また、取組の一層の推進を図るよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して別紙のとおり要請しましたので、参考までに送付いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と、本資料を参考にした地方 公共団体との積極的な意見交換などの適切な対応をお願いするとともに、貴団 体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第165号 国不入企第33号 令和6年3月29日

各都道府県担当部局長 殿 (市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い) 各都道府県議会事務局長 殿 (議会事務局扱い) 各指定都市担当部局長 殿 (財政担当課、契約担当課扱い) 各指定都市議会事務局長 殿 (議会事務局扱い)

総務省自治行政局行政課長 (公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 (公 印 省 略)

地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

公共工事の施工時期の平準化(以下「平準化」という。)については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の円滑な施工確保について」(令和5年11月30日付け総行行第512号・国不入企第24号)等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものです。このため、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の

前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事 についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定な どの措置を講ずることが重要です。

このような平準化の意義や重要性に鑑み、総務省及び国土交通省は、令和2年度より全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施するなど、各地方公共団体における平準化の取組を促進してまいりました。

このたび、「令和5年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」等の結果を 踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況 について、別添のとおり、「見える化」して公表することといたしましたので送 付いたします。

各地方公共団体におかれましては、今回の「見える化」を踏まえ、近隣の地方公共団体をはじめとした他の地方公共団体の進捗や取組状況を適宜参照の上、平準化の取組をより一層進めていただくよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

平準化の取組の推進にあたっては、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について(通知)」(令和2年9月3日付け総行行第226号・国不入企第12号)を踏まえ、入札契約担当部局、財政部局のほか、各発注担当部局が緊密に連携していただきますよう、お願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。以下同 じ。)における平準化の取組が推進されるよう、貴都道府県内の市区町村に対し てもこの旨を周知願います。